



島根県報

平成23年10月1日（土）

号外 第 172 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

出雲市の人口

（市 町 村 課） 2

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

2

告 示**島根県告示第670号**

平成23年10月1日から簸川郡斐川町を廃し、その区域を出雲市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定により出雲市の人口を次のとおり告示する。

平成23年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市 171,523人

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第72号**

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成23年島根県条例第23号）が施行されたことによる地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成23年10月1日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,823 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 165,186 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 仁多選挙区 | 4,106 |
| | 邑智選挙区 | 6,115 |
| | 鹿足選挙区 | 4,421 |
| | 隠岐選挙区 | 6,180 |
| | 松江選挙区 | 55,834 |
| | 浜田選挙区 | 16,428 |
| | 出雲選挙区 | 46,777 |
| | 益田選挙区 | 13,918 |
| | 大田選挙区 | 10,889 |
| | 安来選挙区 | 11,662 |
| | 江津選挙区 | 7,206 |
| | 雲南・飯石選挙区 | 13,506 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合 | |

算して得た数)

165,186